

訴訟の略称	事件番号	請求金額	訴訟の概要
手術・診療治療に対する医療訴訟	東京地裁平成 15 年(ワ)第 24155 号	111	血球貧食症候群患児に対する治療の際の過失により死亡したとして、患児の遺族が損害賠償を請求したものの。
手術・診療治療に対する医療訴訟	東京地裁平成 12 年(ワ)第 20918 号 東京高裁平成 16 年(ワ)第 1153 号	105	患者は PTCA 時に死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を請求したものの。
手術・診療治療に対する医療訴訟	東京地裁平成 14 年(ワ)第 18495 号 東京高裁平成 17 年(ネ)第 4120 号	93	胚細胞種開頭術後に左半身に麻痺が発生したとして、患者損害賠償を請求したものの。
H I V 訴訟	東京地裁平成 13 年(ワ)第 9542 号 大阪地裁平成 16 年(ワ)第 7841 号 東京地裁平成 17 年(ワ)第 18273 号 東京地裁平成 17 年(ワ)第 22362 号	75	血友病治療薬である血液凝固因子製剤の使用によりヒト免疫不全ウイルス (HIV) に感染したとして損害賠償を請求したものの。平成 8 年 3 月 29 日基本和解合意。
手術・診療治療に対する医療訴訟	東京地裁平成 16 年(ワ)第 8109 号	61	肝切除術の結果、悪性は否定的であり、術中に肝動脈を損傷したため止血が困難となり死亡に至ったとして、患者の遺族が損害賠償を請求したものの。
手術・診療治療に対する医療訴訟	大阪地裁平成 17 年(ワ)第 3810 号	59	先天性心疾患の患者が海外で心臓移植を受けられずに死亡したのは、CT 検査を実施しなかったためであるとして、患者の遺族が損害賠償を請求したものの。
手術・診療治療に対する医療訴訟	東京地裁平成 15 年(ワ)第 22368 号	56	脳下垂体腫瘍摘出術の際の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を請求したものの。
手術・診療治療に対する医療訴訟	大阪地裁平成 15 年(ワ)第 8623 号 大阪高裁平成 16 年(ネ)第 6 号	47	大動脈弁置換術後に MRSA に罹患させられたとして、患者が損害賠償を請求したものの。
損害賠償等請求控訴事件 (横浜たばこ訴訟)	横浜地裁平成 17 年(ワ)第 141 号	31	たばこによる健康被害について、国及びたばこ販売社等が適切な処置を怠ったとして損害賠償を請求したものの。 (※金額は合計額であり、厚生労働省分の訴訟額は不明)
手術・診療治療に対する医療訴訟	大阪地裁平成 15 年(ワ)第 2760 号 大阪高裁平成 16 年(ネ)第 2165 号	30	人工透析用のカテーテル挿入時にカテーテル先端部で下腿静脈を損傷した過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を請求したものの。
損害賠償請求事件	大阪地裁平成 17 年(行ワ)第 80 号	12	国家公務員災害保障を受ける地位にあることの確認等を請求したものの。
損害賠償請求事件	東京地裁平成 17 年(ワ)第 15860 号	12	電話ボックスの設置管理の瑕疵によりアキレス腱を不全断裂したとして、患者が損害賠償を請求したものの。
手術・診療治療に対する医療訴訟	東京地裁平成 17 年(ワ)第 16308 号	9	検査が不十分であったため骨転移と誤診して抗癌剤治療を怠り乳癌の進行を招いたとして、患者が損害賠償を請求したものの。
損害賠償請求事件	東京地裁平成 15 年(ワ)第 16266 号	8	診察時に医師から左耳を殴打されたとして、損害賠償を請求したものの。

訴訟の略称	事件番号	請求金額	訴訟の概要
損害賠償請求事件	横浜地方裁判所平成 17 年(ワ)第 528 号	7	原告は、被告国に療養補償給付等の不支給処分の取消を求めるとともに、被告国の誤った行政指導（不法行為）により、労災保険給付の請求権を失ったとして提訴に及んだもの
損害賠償請求事件	神戸地裁平成 17 年(ワ)第 60 号	3	原告は、被告国に前払調整及び遺族補償年金の支給停止処分の取消を求めるとともに、被告国が適切な利率に改正せず放置した不作為によって損害を被った等として提訴に及んだもの
その他 19 件		705	
合計		88,011	

(注) 訴訟の見込みに関わらず、全ての訴訟額を記載している。

4. 翌年度以降支出予定額

- (1) 歳出予算の繰越 101,726 百万円
- (2) 国庫債務負担行為による負担額

(単位：百万円)

事項	翌年度以降への繰越債務額
財政法第 15 条第 1 項の規定に基づく国庫債務負担	47,049

5. 追加情報

(1) 合算する特別会計

省庁別財務書類においては、以下の特別会計を合算している。

厚生保険特別会計	①健康勘定 ②年金勘定	③児童手当勘定 ④業務勘定
国民年金特別会計	①基礎年金勘定 ②国民年金勘定	③福祉年金勘定 ④業務勘定
労働保険特別会計	①労災勘定 ②雇用勘定	③徴収勘定
船員保険特別会計		
国立高度専門医療センター特別会計		

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。